

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和3年2月25日(木)10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他10名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請及び廃止措置計画に伴う今後の保安規定の変更予定について、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・火災対策として追加の工事を実施する箇所を明確にするとともに、当該工事が火災防護の3方策（発生防止、感知・消火、影響軽減）のうちどの方策をターゲットとしているのか明確にすること。
- ・審査基準の要求事項により難しい安全施設については、合理的に達成可能な範囲の対策として実施を想定している火災防護対策を示した上で、両系統とも損傷する場合に何が起こるのかを想定し、他の火災区画に延焼しないこと及び十分な時間余裕を持って可搬型設備を用いた対策で代替可能であることを説明すること。
- ・資料 p2～5 までに記載されている表において、「要求事項に対する施設の現状を踏まえたより難しい事情」として記載されている内容について、事情ではなく対応策に該当する記載が混合しているため、区別して記載すること。

(資料2について)

- ・TVFの配管分岐室について、可搬型設備による対応を前提としているが、例えばトランスミッタラックの移設など、ハードによる対応を全て検討しているのかが不明確である。内部火災対策同様、原則的には内部溢水影響評価ガイド等の要求事項に適合させるとの前提のもと対策を検討するとともに、要求事項どおりに適合させることが施設の現況に照らして合理的でない理由がある場合にはその旨を丁寧に説明すること。

(資料3について)

- ・ HAW及びTVF以外の施設の津波影響評価について、検討の進捗状況を整理して、図表にまとめて示すこと。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料（令和3年2月18日の面談資料と同じ）

資料1：内部火災対策について

資料2：溢水対策について

資料3：低放射性廃液等を貯蔵する施設の津波影響評価について

資料4：再処理施設の廃止措置計画（安全対策）の変更に伴う保安規定の変更について

資料5：TVFにおける固化処理状況について

資料6：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）